

平成22年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年6月22日

午前9時45分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (1名)

10番 浦野圭司

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	面卷昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	加藤保幸	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	植村俊彦	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算決算常任委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 同意第 4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて

追加日程 2. 発議第 5号 いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書について

追加日程 3. 発議第 6号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について

追加日程 4. 発議第 7号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。なお、浦野議員から欠席の通告を受けております。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員会副委員長の審査結果報告を求めます。6番、紀副委員長。

○建設水道常任副委員長(紀 良治君) 皆さん、おはようございます。

本日、浦野委員長が欠席されておられますので、委員長にかわりまして建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

建設水道常任委員会は、去る6月10日、全委員出席のもと開催されました。

初めに、本会議より付託議案であります議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題とし、理事者より説明があり、その内容は、第14処理分区6工区-2工事、興留1丁目から興留4丁目地内を、去る5月18日に郵便にて指名競争入札を行った結果、契約金額7,843万5,000円にて宮崎建設株式会社が落札し、工期は平成22年6月22日から270日間、路線延長約345メートル、工事概要は、口径200ミリ塩ビ管による推進工法であるとの説明がありました。これに対して委員より質疑があり、工事入札について、以前は低入札価格があったが今はどのような状況かとの質疑に対し、一定の答弁がされています。

次に、議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題とし、理事者より、第13処理分区5工区-2工事、龍田南2丁目地内、契約金額7,392万円にて株式会社中谷組が落札し、工期は議会議決後270日間、路線延長は773メートル、工事概要は、口径200ミリ塩ビ管による開削工法であるとの説明がありました。これに対しては、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第29号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)を議題とし、理事者より、第12処理分区4工区-5工事、龍田3丁目地内、契約金額7,402万5,000円にて株式会社二隆建設が落札し、工期は議会議決後270日間、路線延長は443メートル、工事概要は、口径200ミリ塩ビ管

による推進工法であるとの説明がありました。これに対しても、特段の質疑はありませんでした。

質疑の後、お諮りしたところ、議案第27号、28号、29号のいずれも当委員会として原案どおり可決することに決しました。

次に、継続審査案件であります(1)都市基盤整備事業に関することについて。

①公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、公共下水道接続申請状況の報告がありました。その内容は、平成22年5月末現在、接続申請総数は2,069件で、21年度末からの増加数は46件で、接続率は58.1%であると報告がありました。次に、下水道認可区域の見直し区域について、主に集中浄化槽地域の残り区域を認可区域にし、効率的に拡大していくとの説明がありました。これに対して委員より、幸前の準工区域が拡大区域に入っていないが、これは公平性を欠くものである。また、法隆寺の敷地内の下水処理について等の質問があり、理事者より一定の答弁がありました。本件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者より、いかるがパークウェイについて、稲葉車瀬地区においては事業が進められている。また、三室地区及び興留地区には、事業の内容について理解を賜るべく説明会を開催している。続いて、法隆寺線の国道との取り付け部分については、引き続き交渉を重ねているとの報告がありました。これに対して委員より、いかるがパークウェイの整備促進について、国の予算が順次組まれるよう当委員会として国に意見書を提出したいとの要望があり、これについてはその他の事項で審議していくことといたしました。法隆寺線の取り付け口に関して、今までの交渉がうまくいっていないので、取り付け口を東にずらしてでも取り付け出来ないかとの質疑があり、理事者より、県と交渉中で、現在のルートを推し進めていく以外にはないので、これを交渉していくとの答弁がありました。本件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、理事者より、駅北5号線については、地権者との交渉を重ね、拡幅と電柱地中化を進めていく。南側については、交番の移設について、もとあった場所に移設するとの説明がありました。これに対して委員より、交番の移設の費用の負担機関について、駅前整備に関する三代川の整備について等の質疑があり、一定の答弁がありました。本件についても、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、まず初めに、（１）斑鳩町営住宅の入居者募集について理事者の説明がありました。その内容は、今回、長田団地５戸、目安北団地の身体障害者用１戸について入居者募集を行うこと、またこの募集を行うに当たり、入居申込書類の簡素化を検討したが、省略可能な書類は、現住所付近の略図のみで、あとの住民票の謄本、所得に関する証明書、納税証明書等は、今までのとおり必要とする。また、入居者の抽選方法であるが、今まで複数回にわたって落選している入居希望者への優遇について、募集戸数が２戸以上４戸未満の場合、多数落選者については、抽選用の封筒を２枚割り当てる。募集戸数が４戸以上である場合は、多数落選者用の優先枠を１戸設け、まず優先枠の抽選を行い、次に優先枠の落選者も含め一般枠の抽選を行うとの説明がありました。これに対して、入居申し込みの際の提出書類の簡素化をもっと促進出来ないか等の質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、（２）斑鳩町地震ハザードマップについて理事者の説明があり、その内容は、地震が起きた場合の建物の揺れやすさマップ、地域別危険度マップ、また避難場所を明示し、斑鳩町全戸に配布していくとの説明があり、これに対して委員より、避難場所の適切性について等の質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、（３）商工まつり開催について理事者より説明があり、第３０回斑鳩町商工まつりは、７月２４日、土曜日に、いつもと同じ場所にて開催されるとの報告がありました。

次に、その他の報告事項として、理事者より、国道２５号線竜田大橋東西の歩道整備で、６月末から整備予定の歩道の幅杭を設置していくとの報告がありました。これに対して委員より、法隆寺参道周辺の国道側の歩道整備進行について質疑があり、これも順次進めていくとの報告がありました。

次に、いかるがパークウェイ整備促進について国に意見書を提出していくことについて審議いたしました。これについては賛否両論となり、討論の後採決しました結果、賛成多数で意見書を当委員会として本会議に発議していくことを決定いたしました。

以上が、建設水道常任委員会の審議の内容です。詳細につきましては、会議録を参照いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程２、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。１２番、辻委員長。

○厚生常任委員長（辻 善次君） それでは、私の方から厚生常任委員会の報告をさせて

いただきます。

去る6月11日、全委員出席のもと委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず、1として、付議議案であります陳情第2号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書についてを議題とし、事務局長より陳情文書表の説明後、各委員に質疑を求めたところ、消費者庁が出来たことによる県の体制と町の体制について、平成23年以降一元化の法律が出来ることについて、東京都が条例を制定した中で、社団法人日本冷凍食品協会も東京都の動きに合わせてガイドラインを定めたとのことで、この協会の加入者数について、コーデックス委員会についてとコーデックス規格の内容について、畜産関係で、GM由来の飼料と非GM飼料の価格差について、飼料の高騰の原因について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がされ、また加工品の原材料・原産地表示について、業界団体の意見交換会の内容について委員よりも紹介され、本陳情書の取り扱いについて各委員に意見を求めたところ、全委員が採択することに異議がなく、当委員会として陳情第2号について、満場一致で採択することに決しました。

意見書の作成及び提案方法について意見を求めたところ、委員より、これを制度化することによって中小零細企業がきちっと取り組めるような体制を国としてもつくってもらいたいとの意見もあり、基本的に県議会の意見書を参考にし、本文末尾に、「なお、制度改正にあたっては、中小零細企業者に過度の負担とならないよう配慮し、中小零細事業者が実行可能な食品表示制度を構築されるよう併せて要望します」という文章を追加することとし、委員会発議をもって最終日に提出することに決しました。

次に、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に説明を求めたところ、平成21年度のごみの排出量、資源化状況については、家庭系の廃棄物で種類別、月別排出量が資料に基づきその内容について報告され、可燃ごみ、粗大ごみの排出量は前年度より下回っているが、有害ごみの増加は、パッカー車の出火事故で分別の徹底を呼びかけたことによるものと分析しているとのことであります。

資源物の排出量は、ビン類・缶類・ペットボトル類についてはほぼ横ばいで、その他プラスチック類については若干の増であり、分別が徹底されてきたのではとのことであります。食品トレーでは、スーパーへ返却される方が多くなったのではとのことから、

減少しているとのことであります。事業系のごみについては、大型店舗、飲食チェーン店の閉鎖などで減少しているとのことであり、町民1人当たりの排出量は、奈良県及び全国平均に比べても大きく下回り、一方ごみ資源化率では、奈良県及び全国平均に比べて大きく上回っているとのことで、当町はごみの排出量が少なく資源化率が高いということで、最終処分量は少なく、課題であります最終処分場の延命に寄与していることが言えます。

生ごみのモデル事業については、これから暑くなるにつれ臭気も発生する可能性があることから、昨年度から実施していただいているモデル自治会、モデル世帯の方を対象に、7月にもこれまでの問題点や臭気などに関するアンケート調査を実施し、今後の事業を進める上での参考にするとのことであります。

事業系ごみの減量化対策では、さきの委員会で申請されていない事業所が53事業所であったが、当委員会前までに、6事業所の搬入登録申請と新たに5事業所の申請で、現在88事業所が搬入登録申請をされ、また反対の意思表示をされていた事業所についても一定の理解をしていただいたとのことで、8月2日にはすべての事業者が指定袋で搬入されるよう努めるとのことです。

また、ポイ捨て禁止条例については、さきの自治会連合会総会で各自治会長にアンケート調査協力の呼びかけをしていただきましたことから、そのアンケート調査の内容について、当委員会としてもまとめていきたいと考えております。

また、商工会との環境協定調印後の取り組み状況について、町で啓発ポスター等の作製が出来たら、個人店舗に配布しながら協力を呼びかけるとのことです。

また、5月30日の「いかるがの里クリーンキャンペーン」の開催状況と、今年度購入予定のハイブリッドごみ収集車の側面に表示する環境標語の募集に、小学生の部で1,024作品、一般の部で64作品の応募があり、当日参加者の皆さんに選んでもらった最優秀作品を掲示したハイブリッドごみ収集車がこの秋ごろから町内を走る予定とのことであります。

以上の継続審査の報告があり、委員より質疑、意見を受けたところ、学童保育室のごみについて、剪定枝葉、草刈りの処分について、公共施設のごみの排出量が月によってばらつきがあることについて、家庭で堆肥化された堆肥の処理についてなど質疑や意見があり、一定の答弁がされ、継続審査が終わりました。

次に、3の各課報告事項について。

災害時要援護者調査の実施について、理事者より、今年1月、新規対象者にアンケート調査を実施した結果、訪問調査と情報提供に同意された258人とアンケートで回答がなかった308人の合計566人の方に民生児童委員さんに訪問調査をしていただく予定との報告がされ、特に質疑、意見もありませんでした。

また、2点目として、日本脳炎予防接種の接種勧奨について、理事者より、今年度から第1期の標準的な接種期間に該当する者のうち、3歳児に対して接種の積極的勧奨の案内通知と6月号お知らせ版、ホームページ、保育所・幼稚園・町内の医療機関でのポスター掲示、さらに3歳児健診において周知を図るとのことと、接種費用については無料となっており、今後の接種状況で予算不足が生じるようであれば増額補正をお願いしたいとの報告があり、質疑、意見を求めたところ、保育園、幼稚園、3歳児健診において周知を図るとのことですが、36カ月で受けられるよう今後検討してほしいとの意見がありました。

3つ目として、衛生処理場の修理工事について、理事者より、焼却炉1号炉内の耐火煉瓦張りかえ予定のため、6月28日月曜日から8月31日火曜日までの約2カ月間、平日で午後10時までと、土曜日、祝日は午後4時30分までを延長したい旨周辺自治会にお願いしたいとの報告があり、特に質疑、意見もありませんでした。

その他理事者の報告について、住民生活部福祉課職員の6月2日付での退職により6月3日付での人事異動について、身体障害者（児）ふれあいの集い、1日里親、身体障害者ふれあいの集いの行き先が決まり次第通知と、当日自動車でしか来られない人の駐車料金については1日100円としたい旨の報告があり、質疑、意見を求めたところ、車は1日100円の説明があったが、単車の使用料及び送迎の場合の使用料について、大変な業務の中、年度途中での突然の退職に伴う人事異動についての意見、質疑があり、理事者より一定の答弁をされ、また職員のメンタル部分について管理職には十分配慮願いたいとの要望がありました。

その他について委員の質疑を求めたところ、高齢者世帯のごみの収集方法について、父子家庭の児童扶養手当について、保育料の徴収金額改定と年度途中の入所児の取り扱いについて、保育ママ制度の法制化に伴い町の対応と検討について、つどいの広場に幼稚園児と一緒に参加することについて、障害者総合福祉推進事業の件で、国において検討されているが町の対応について、アスベスト問題について、県で特別委員会を設置し独自で調査されるが町の取り組みについて、4月から子ども医療費無料化の拡大によ

る状況と自動償還払いの今の状況について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、継続審査案件について、当委員会として、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、引き続き当委員会として調査を要するものと決定し、議長に継続審査の手続の取り計らいをお願いして委員会を終わりました。

以上が開会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては、会議録をご覧くださいませようをお願いいたしまして報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月15日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がありました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、平成22年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行されたことから、本条例において所要の改正を行うもので、その改正内容については大きく3点あり、1点目として、今回の国の税制改正により所得税制上では年少扶養親族の情報を収集しないこととなるので、個人住民税の課税において、今後においても扶養親族の情報に関する現行の情報収集に関する仕組みを維持する根拠を規定するもの、次に2点目として、市町村たばこ税の税率の引き上げにつ

いてであり、第3点目として、少額上場株式等の非課税口座制度の創設に伴い、非課税になる上場株式にかかる配当所得及び譲渡所得等に関する個人住民税の所得計算の特例に関する規定を設けるとの説明がなされました。

委員より、子ども手当や高校の授業料無償化と関連していると考えられる国の税制改正に伴う条例改正になっている。一部の世帯では、特定扶養控除の上乗せ部分が廃止になってしまうことによって負担増になっているのではないか。また、他の委員からは、国で決められてしまったことだが、子ども手当年額1人当たり15万6,000円と当てにしていた方が、実際はこのような税負担があり、思った金額がもらえない方の気持ちを考えると残念であるという質疑があり、本件についてお諮りしたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より、去る5月18日に郵便による指名競争入札を行い、6,130万9,500円で契約の議決をお願いするとの説明がありました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、斑鳩町文化財センターの入館者について一定の説明があり、続いて展示計画について、夏季企画展として、現在県内各所で展開されている平城遷都1300年祭に合わせて、当町における奈良時代の貴重な遺跡である上宮遺跡を取り上げた展示を8月に開催することを予定している。また、企画展開催に当たり、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催し、当センターにおける本年度の事業計画及び来年度の事業計画についても協議する予定とのことでもあります。

史跡中宮寺跡の整備については、今年度の発掘調査の計画案がほぼ出来上がり、6月24日に整備検討委員会を開催し、計画案を諮り、その後に文化庁への史跡の現状変更申請等をし、7月下旬ごろの調査着手に向けて進めていくとのことでもあります。委員から、文化財活用センターでの夏の企画展について町内外への広報について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項として、理事者より、平成21年度町税収納状況について一定の報告があり、委員より予算現額と調定額の差異についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、斑鳩町文化振興センター指定管理者について、理事者より、当町が文化振興財団に支払っている費用は、指定管理料として9,702万6,171円となっており、前年度と比較して260万4,667円減少している。他に補助金として159万3,765円があり、これも前年度と比較して226万2,093円減少している。今後においても、運営面での工夫やサービスの向上に努めていただくように町としても指導していくとの報告がありました。委員から、友の会の会員数についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、平成20年度決算・斑鳩町の財務書類について理事者より報告があり、委員よりの質疑に対し理事者より一定の答弁がなされております。

次に、町政モニターアンケート調査の報告があり、平成21年度モニターアンケート結果の概略の説明がなされました。

次に、斑鳩町地震ハザードマップの配布について理事者より内容の説明があり、広報「斑鳩」7月号に折り込み全戸配布するとの報告がありました。委員より、このハザードマップの趣旨についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、学校給食について理事者から、去る5月13日、斑鳩南中学校の給食に虫が混入してしまった。この原因は、野菜の洗浄不足と考えている。また、早急に調理器具の点検、清掃をするため、翌日の5月14日の調理を中止して市販のサンドイッチとおにぎりに対応した。調理の委託業者には、改善策を講じるよう指示し、再発防止策が業者から示されているとの説明がありました。

委員から、学校給食が民間委託されてからの2年間の異物混入や調理の際の事故が幾らあったのか、今まで学校給食の事故についてなぜ委員会に報告がなかったのか、委託業者と事故の際の契約内容等についての質疑がなされ、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、平成22年度個人町・県民税の確定申告書の入力漏れが発生し、原因は所得税の確定申告書838件が他の書類と紛れてしまったことで、初歩的なミスを行ってしまった。対策としては、6月21日までに838件すべてデータ入力を完了するとの説明がありました。

委員から、ミスが発見された838件以外は大丈夫か。税のことだけに、住民感情を理解し、もう一度信頼を得るためにどうするのか等の質疑があり、理事者から、ご迷惑をおかけした皆様に深くおわびして、住民の皆様の信頼にこたえるよう努力するとの答

弁がなされました。

このほか、職員採用試験の実施について、土地開発公社保有地の処分について報告がありました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。７番、嶋田委員長。

○予算決算常任委員長（嶋田善行君） 去る６月１６日、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催し、本会議からの付託案件並びに当委員会所管に係る事案について審議いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

初めに、付託案件であります（１）認定第１号 平成２１年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

当日は、辰巳、中川両監査委員にご出席いただきましたので、最初に決算審査意見書について、辰巳代表監査委員からご報告をお受けいたしました。この意見書は、議員皆様にも配付していただいておりますが、その意見書の各項目ごとに詳細な説明を約４０分にわたりしていただきました。

審査の結果といたしましては、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態は適正であると思われるが、予算編成時にもう少し詰めた数値を出してもよいのではないか。また、今後数年間はこの状態が続くと思われるが、その後は設備更新等の負担や給水量の減少により、現状のような好決算は期待出来ないため、それらに耐えられる企業体質の強化を図ることが重要であるとのことでした。

続きまして、理事者より決算書について約４０分にわたりる説明がなされました。

委員より、県水の受水量と使用量とに差があるが、現在までの推移と県との契約のタイミングについて。県水の受水費の単価がわずかながら下がると聞いたが、それは何年間続き、その後の見直しにおいて県水の単価がどうなるか町の見込みについて。石綿管の老朽化に伴う改良延長距離が資料によって異なっているのはなぜか。また、塩ビ管から铸铁管へ改良工事がふえたのはなぜか。斑鳩町に現存する管の耐用年数について。斑

鳩町の水道施設への耐震計画について。県水の受水費の引き下げによる町の収益とその使用について。検針業務が2カ月に1度であるが、それはなぜか。また、毎月ごとの検針業務との費用面の違いについて。県水の引き下げによる町の収益で毎月の検針業務を検討されてはどうか。企業債償還の金額がふえている年度もあるが、償還済みであるのにふえているのはなぜか。将来に向けての予想推定人口が下がっており、また現在水道水の給水量も減少しているが、さらに減少すると思われるが、町の中長期的な考えについて。斑鳩町の給水原価が全国平均より高いのはなぜか。パークウェイに伴う配水管の敷設工事についてなどの質疑、意見がなされ、理事者よりそれぞれについて、また再質問について答弁がなされました。その後、認定第1号は、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、(2)議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてであります。理事者より、消防団員3名の退職及び個人1名と1団体からの寄附で計258万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,391万9,000円とするとの説明がなされました。委員より特段の質疑はなく、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、各課報告事項としまして、平成20年度決算・斑鳩町の財務書類についてであります。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の「地方公会計改革」において、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4つの表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「総務省方式改訂モデル」により平成20年度決算からこの財務書類4表を作成したとの説明の後、各章ごとにも説明がなされました。53ページにも及ぶ資料の説明ですので、詳細につきましては会議録をごらんいただくか、または企画財政課にも説明を求めていただければ、より深くご理解いただけるものと思っております。

委員より、一般会計である観光自動車駐車場や特別会計の公共下水道事業が連結対象範囲に入っている理由について、民生費の保育所の耐用年数と教育費の中での幼稚園の耐用年数のとらまえ方について、町営住宅の家賃及び敷金の取り扱いについて、出産育児一時金の取り扱いについてなどの質疑がいたされております。

次に、土地開発公社の今後の運営について。公社保有地をすべて解消し住民負担の軽減を図りたい旨、9月議会に補正予算、土地開発基金条例の改正等の提出予定であるとの報告がありました。

以上が当委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第23号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この議案につきましては、新たに政権に着いた民主党が、財源不足のもとでマニフェストを優先させ、子ども手当事業を行うに当たってのしわ寄せとして税制改正が行われたというふうに考えます。しかも、公約では全額国庫負担、そして所得税だけということであったのに、町も児童手当分の支出をしなければならない。そして、住民税にも及んできたという背景につきましては、見逃すことは出来ないというふうに考えております。

また、この制度で増税となると、課税金額に関する事業の洗い出しと対策が必要であると以前から申し上げてきましたが、これらの対策についてはまだまだ不十分な状況で、しかも税制改正大綱の中には、「制度の所管府省においては、負担の見直しや経過措置

の導入など適切に講じること」というふうに書かれているんですけども、1つとしては、その「経過措置の導入」ということは、その期間が過ぎれば負担増となる。このことは、以前の国民健康保険や高齢者の医療制度の中でも、斑鳩町でも問題が見られた点でございます。そしてまた、2つ目としましては、制度改正が、関連する制度の改正が必要となれば、再び市町村に事務量や予算など負担が重くのしかかってくるという問題も、整理が出来ておりません。そしてまた、3つ目としましては、単純に高校授業料の無償化と連動させれば、一部負担増が生まれてくるという点です。定時制、通信制の高校や特定支援学校など学費が安い場合や公立高校の授業料減免を受けている場合、2008年度の実績では約23万人の方がおられる状況ですが、こういう方については、逆に負担増となってしまいます。また、進学もしていないが就労もしていないという何らかの理由で親族に扶養をされている場合の方につきましては、全く恩恵もありません。税制大綱では、このような世帯には「適切対応を検討する」というふうに明記もされているのですが、具体的な対策は示されておられません。

そして、その上、今回の改正の中には、租税に関する罰則の強化も盛り込まれています。この議案そのものには出てきておりませんが、こういうふうに課税の状況が変わってくる中において増税となり、そしてまた納税者の権利侵害の事件もふえてきている中で、慎重な検討が必要な項目となるというふうに考えております。

また、この議案にありますたばこ税の増税についてですが、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとの考えが示されております。たばこが体に悪く、喫煙率を下げる施策に力を入れることは必要だと考えます。しかし、大衆的な嗜好品であるたばこは、過去の経過を考えれば、一方的に税金で消費を抑制するという事に限界があると考えます。今回の増税は、決定までの過程を見ても、明らかにただ財源目当てで決められたものであるというふうに考えざるを得ません。

そしてまた、証券優遇税制の問題についてですが、毎年新規投資額で100万円、3年間で最大で300万円の少額上場株式等の投資について、配当及び譲渡益を最大10年間非課税にするという考え方で進められましたが、証券優遇税制というものを私は廃止していくべきであるというふうに考えています。政権・民主党も、金融所得を含む所得という考え方を示されておったと思います。今後は、そういう形では、総合課税とすべきであるというふうに私は考えております。

以上の点から、この町税条例の改正には色々な背景があるということを見逃せないと

いう立場からも様々な意見を申し上げました。議員皆様にもぜひご理解をいただきたい
と思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1
2番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての賛
成意見を述べさせていただきます。

議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を
申し述べます。

今回の条例改正は、平成22年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」が
公布され、4月1日から施行されたことに伴い所要の改正が行われるものであります。

初めに、「市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる」こ
と及び「所得税において非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等
の非課税措置が創設されることに伴う個人住民税の計算における特例の追加」につい
ては、条例改正を行わない場合、町の課税事務の支障を来すばかりでなく、住民にとっ
ても、個人住民税の非課税限度額の引き下げ、少額上場株式等に係る配当所得等の特例が
受けられなくなるなど、不利益を受けることになります。

次に、「市町村たばこ税の税率の引き上げ」については、国民の健康の観点から、た
ばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとされ、
国、地方のたばこ税の税率を一体的に引き上げられるものであります。

以上のように、今回の改正条例は、「公平、中立、簡素」という税の基本原則に沿っ
た地方税法の一部改正によるものでありますことから、斑鳩町町税条例の一部を改正す
る条例について賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたしま
す。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第24号については、賛成多数
で可決いたされました。

続いて、議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第1号 平成21年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮り

いたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第1号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて、追加日程2、発議第5号 いかるがパークウェイ(一般国道25号斑鳩バイパス)事業促進に関する意見書について、追加日程3、発議第6号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書について、追加日程4、発議第7号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、同意第4号、追加日程2、発議第5号、追加日程3、発議第6号、追加日程4、発議第7号の4議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって同意第4号は、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて説明をさせていただきます。

斑鳩町政治倫理審査会委員の定数につきましては7人でございますが、このうち公募による委員につきましては2人でありまして、その公募委員のお一人でありました藤田氏が辞任されたことに伴いまして公募を行った結果、中江旭博氏の選任について議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、前藤田委員の残任期間でございま

す平成23年3月31日までとなっております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成22年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田北1丁目15番13号

氏 名 中江旭博

生年月日 昭和60年4月2日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付いたしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 反対するつもりで手を挙げさせていただいたんじゃないんですが、1点確認だけさせていただきたいんですが、私自身は大学に進学したこともございませんのでそういう仕組みはわかりませんが、大学中退される前に就職をされてる。その就職をされてる会社が3カ月で退職。次の会社4カ月で退職。性格上何か問題がある、問題という用語弊がありますが、長続きがしない、飽き性なんかなど。この点について、町としてどのようにお考えになっているのか、こういう政治倫理審査会委員としてこの職務を全う出来ると判断されたところについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 確かにこの職歴に書いてございますように、2つの会社お勤めになっておやめになっているところでございますが、私どもがこの公募を行いまして応募をしていただいた中で、その応募の理由を100字以内でお書きくださいという中

で、理由書も書いていただいているわけでございます。また、その抽選の際にも色々お話をする中で、この委員に選任するについて何ら問題はないというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） この方が退会というんか委員をやめられたときには、またこういう同意案件を提出していただかなければならないわけでございますし、3カ月、4カ月でやめられた理由とか、そういう個人的なことに町も関与はされておられないと思えますが、続けて職務を全うしていただけるように努力していただけますように期待というんですか、申し上げますこれでおいておきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。それでは、この件について異議なしと認めます。

よって同意第4号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、追加日程2、発議第5号 いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。6番、紀副委員長。

○建設水道常任副委員長（紀 良治君） それでは、発議第5号 いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第5号

いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）

事業促進に関する意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年6月22日提出

建設水道常任委員会

委員長 浦野圭司

2枚目の意見書をご覧ください。意見書の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）

事業促進に関する意見書

国道25号は、三重県四日市市を起点に、亀山市まで一般道になっており、亀山市から自動車専用道路名阪国道として奈良県天理市に至り、天理市から再び一般道となり大和郡山市・斑鳩町・王寺町を經由し大阪府に入り、大阪市を終点とする主要都市間を結ぶ主要幹線道路であります。

名阪国道を除く一般道の沿線には、事業所・店舗・住宅などが連たんしており、地域住民の日常的な通勤・通学・店舗利用等を目的とした交通に利用されていますが、斑鳩町内においては幅員が狭い個所があり、さらに歩道が設置されていない個所が多くあるうえ、慢性的に渋滞し、歩行者及び車両とも通行の安全性に問題があります。

いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業は、斑鳩町幸前から斑鳩町龍田までの区間について、国道25号の交通混雑の緩和、交通安全の確保と斑鳩町の活性化を図るために計画された道路で、その果たす役割は大きく、地域住民の安全・安心への期待は大きなものがあります。

昨今では阪神淡路大震災や兵庫県佐用町で起こった大水害をはじめとする災害が多発していることから、斑鳩町内における「いかるがパークウェイ」においても、住民の生活と安全を守る上で事業の必要性はますます高まっています。

以上のことから、斑鳩町における「いかるがパークウェイ」事業の役割は、住民の安心・安全を守る上で非常に重要であり、一日も早く「国の責任」において予算確保され、事業を完成されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年6月22日

奈良県斑鳩町議会

以上です。議員皆さんにはよろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 発議第5号 いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩バイパスは、昭和41年当時、国道25号沿線7カ市町村で結成した国道25号

線期成同盟会が、大阪中央環状線を起点とし、生駒山をトンネルで貫いて、国道24号線の奈良バイパスを終点とするバイパス道路を早期に建設してほしいと国に要望してきました。しかし、国の理解が得られず、改めて斑鳩町として、富雄川、大和川の河川敷や堤防を利用したバイパスの採用を国に強く要望しましたが、これも否定された経緯があります。

また、昭和42年に策定した斑鳩町都市計画街路の一つに斑鳩中央線がありますが、このルートはバイパスルートとしては取り上げられることはなかったのですが、昭和47年の年末に突如、当時の町長から、「国が国道25号の交通安全対策として斑鳩中央線を斑鳩バイパスとして建設していただける」との報告がなされました。斑鳩町が長年にわたり国に要望していたバイパスルートとは異なる道路計画でありました。まちの真ん中を貫き、住環境と景観を破壊し、沿線住民を犠牲にするバイパス計画は、大きな驚きと怒りの声が湧き上がりました。日本を代表する文化人をはじめ10万人の署名を集め、住民運動としても画期的なものがありました。以来、37年の時が流れ、昨年自民党にかわる新しい政権が誕生と共に、工事は事実上の凍結状態に置かれていることは、周知のとおりであります。

計画が進まなかった理由の一つに、基本的には通過道路であるバイパスを、沿線関係住民を犠牲にして生活道路でもある斑鳩中央線と重ね合わせたところにあると考えられます。

国土交通省は、このバイパス建設による投資効果対コストの比率を、平成13年には2.2であると発表しました。しかし、平成17年には1.5と大幅に下方修正し、しかも短縮効果はゼロであると発表しております。次回の国交省の発表があれば、投資効果は望めない数字になっていることも予想されます。

バイパス計画がされた当時とは、人口、自動車登録台数、交通量、社会資本に対する価値観、国・地方を取り巻く財政事情が大きく変化しております。最も恐れることは、このバイパス完成により、環境破壊と共にまちが南北に分断されることでもあります。歴史のある町道、里道が分断され、信号のない交差点をスピードを上げて通過する通過車両によってまちは物理的に分断されると同時に、住む人の心も分断されるのではないかと危惧するところでもあります。

今こそ、バイパスの必要性和問題点について再検討することが必要であると考えます。現在の国道25号が慢性的に渋滞しているとの指摘は、正しい認識ではありません。ま

た、現町長は、7期目のスタートに際し、「斑鳩町の未来に責任ある町政を」と訴え、その1つに「環境と景観のまちづくり」を挙げておられます。県立竜田公園を切り裂くバイパスは、まさに景観破壊の最たるものであります。

私は、昨年から3度にわたり一般質問で、バイパス建設に伴う斑鳩町負担で行う事業費総額が幾らになるかをたどしましたが、納得の得られる回答が得られませんでした。今後の支出総額が不明なままでバイパスの建設促進を求める意見書には、反対せざるを得ません。

以上をもって私の反対理由の説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ご承知のように、いかるがパークウェイにつきましては、国道25号斑鳩バイパスとして、国において事業化が表明されてから約40年が経過し、その間、道路計画が住宅地に影響が避けられない計画であったことから、生活、環境問題を発生させるのではないかという心配が近隣住民に広がったため、道路計画の是非を巡る問題を抱えてしまい、事業化の進展を見ないという時期が長い間続いたこともありました。

私は、このことにより、当町の道路整備のおくれ、まちの活性化や経済的な発展にも影響を与えてきた要因になったと感じております。具体的には、通称服部道を歩いていると、車が交差する際には、相当危険な思いをするのが現状でございます。これは、決して生活道路として正常な状態であるとは言えません。

私が昨年12月議会の一般質問で、いかるがパークウェイが開通したらどのようなメリットがあるのかを町に質問したときに、基幹道路が出来ることにより、町内生活道路の改善、現状の国道のみでの災害時の対応の問題、町財政としても沿道に商業施設が出来ることによる経済効果、斑鳩町の観光事業の推進にも大きく寄与するとの回答があったことからもうかがえるところです。

このように、斑鳩町に大きく影響がある斑鳩バイパスの現状は、平成16年に小吉田モデル区間の供用があり、岩瀬橋の工事、続けて今現在、昨年度の予算で稲葉車瀬地区の道路改良工事が行われているところであります。

それが、本年度のいかるがパークウェイ事業予算を見ますと、事業推進には難しい金額となっております。もしこのような中途半端な工事のままで放置されることがあった場合、斑鳩のために住みなれた場所から立ち退きに協力していただいた住民の方のお気持ちを考えると、断腸の思いでいっぱいです。また、今後、地域の発展のためにやむなく立ち退きに協力を考えていただいている方にも、大きな精神的負担になってきております。はっきり言って、国が地方に中途半端なことをするのは絶対やめてくださいとの思いでいっぱいです。道は開通しなければ、全く意味をなさないものです。

このことから、斑鳩町の今後を考えてみましても、いかるがパークウェイの事業予算の確保を強く求めることが必要不可欠ではないかと考え、本意見書に賛成の立場として意見を述べさせていただきました。議員の皆様、ご賛同のほどよろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって発議第5号については、賛成多数で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程3、発議第6号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、辻委員長。

○厚生常任委員長（辻 善次君） それでは、

発議第6号

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、

食品表示制度の抜本改正を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年6月22日提出

厚生常任委員会

委員長 辻 善 次

それでは、意見書の本文の朗読は省略をさせていただきます。食の安全・安心、そ

してその基盤となる食料自給力の向上を求める消費者が、知る権利に基づいて、その購買力を選択的に行使出来る社会の実現を目指すためにも、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって発議第6号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第6号の可決により、陳情第2号については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程4、発議第7号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） まず最初に、議案書を朗読させていただきます。

発議第7号

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年6月22日提出

議会議員

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

それでは、提案説明をさせていただきます。

これまで、永住外国人に対する地方参政権付与については、しばしば議論がなされてきました。しかし、この参政権付与と憲法との関係については、余り議論されず、見過ごされがちになっているように思われます。それは、法律に関して余りに専門的な部分が多く、しかもその専門分野の中でも、参政権付与に対し、肯定説、否定説が存在するからでありましょう。

私たちが理解出来る事例としましては、最高裁判所の判例であると思われまます。よってその判例を見ていきますと、平成5年2月26日に、最高裁は、「国政参政権は、国

家を前提とする権利であり、日本国民にのみ保障されている」としました。また、平成7年2月28日には、「憲法15条1項の規定は、権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、93条2項においての住民とは、国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨にかんがみ、日本国民を意味する」としています。すなわち、国政選挙であれ地方選挙であれ、参政権を有しているのは日本国民だけであります。

では、なぜこのような永住外国人の地方参政権付与が出てくるのでしょうか。それは、この平成7年2月28日の判決の後半部分、いわゆる傍論と言われ、判決理由に入らない先例拘束力のない部分で、「永住外国人に参政権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」。すなわち、憲法では、永住外国人の参政権付与の法律をつくることは禁じていませんといったことが原因と言われています。しかし、この論法は無理やりの解釈であります。憲法は、国及び地方の選挙でも、参政権は日本国民のみと規定しています。だから、わざわざ日本国民以外の人たちの参政権の禁止を書く必要はないわけであります。この傍論を先導したと言われる裁判官は、退官後、傍論を根拠とするのは、法律の世界ではあり得ませんという趣旨の発言をされています。よって、この傍論を根拠にした参政権付与の法制化は、一切の法律的根拠がないと言えます。

また、民主党の平野博文氏は、官房長官の職にあった今年2月、この永住外国人に対する地方参政権付与が、地方自治体の問題ではなく、我が国に住んでいる住民の権利としてどうなのかという概念だと発言し、この参政権付与が地方自治体の意見と関係がないとの見解を示されました。これは、まさに暴論であり、本年1月21日、全国都道府県議会議長会の総会において、永住外国人に地方参政権を付与する法案について、民主主義の根幹にかかわる問題であり、地方自治体のあり方に重要な影響を及ぼすため、地方の意見を十分に聞くように強く求めるとの決議がなされています。法案提出は、まさに地方の主権に直接かかわる問題であり、国政に携わる機関として、地方の意見を最重要視すべきであることを強く要望しようではありませんか。

最後に、意見書を朗読させていただきます。

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書

わが国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。

同項中の「住民」の解釈については、平成7年2月に最高裁判所の判決が示され、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」とした。このことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは憲法違反と言わざるを得なく、それによって、主権の侵害という問題も生じてくる。

よって、永住外国人への地方参政権付与には反対するものである。

また、地方参政権を議論するのであれば、当然のこととして、地方の意見が重視されるべきものであり、国会において拙速に審議される案件ではないことから、政権を担う与党として軽々に法案提出を表明することは厳に慎むべきである。

よって国会及び政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与について、慎重に議論を重ねるとともに、地方の意思を十分に尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年6月22日

奈良県斑鳩町議会

心ある皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 恐れ入ります、今の提案者に対しまして、少し質問をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） はい。

○13番（里川宜志子君） 提案者もおっしゃっておられましたように、この最高裁の判決が出てから、そしてこの最高裁の判決につけられた理由、こういったものの中で、解釈の仕方が、もともと肯定する人と否定する人の間で、非常に解釈の仕方に違いがあったということについては、そのとおりだと思います。

そしてまた、この意見書を出される前に、私たちは、奈良市の方から、この意見書を提出するに当たっての陳情書を受けてまして、これも読ましていただいております。

れども、今、申しあげましたように、非常に肯定的な立場から見ると、否定的な立場から見るとということで、解釈の仕方違うと感じてたんですが、今回出されてきました意見書についても、さらに、この文面を取り入れて書かれている状況がございましたので、ここを読ましていただいて、もう1つだけ提出者のご意見をお尋ねしたいというふうに思っております。

解釈の仕方が色々あるとは思うんですが、この意見書案の5番目にごございます「国民固有の権利」という文言があるんです。これに続く下の文書を読んでおられますと、どうも私がこの国民固有の権利というのを解釈している状況と、提出者が解釈しておられる状況が違うのではないかなというふうに少し感じましたので、この国民固有の権利というものがどういう権利であるというふうにお考えになっておられるのかだけお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 「国民固有の権利」というのは、国民にしかない権利、国民にしか与えられない権利だと私は解釈しております。日本固有の文化といえば、日本にしかない文化という意味だ、それと同じように解釈をしております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の提出者のご回答をいただきまして、この文面が出てきたということが理解出来ました。私は、国民固有の権利というものは、国民から奪ってはいけない、他人に譲り渡してはならない権利であるというふうに考えておりますので、そういったところで少し解釈の違いもあったなということがわかりました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） それでは、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 発議第7号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書に対しまして、反対の立場からご意見を申し上げます。

国際化の流れが一層加速する中、21世紀を考えたとき、さまざまな国籍を持つ住民が、「良き地域」の構築に向けてともに参画することが重要と考えます。また、グローバル化が進む中で、国際結婚の増加や長期滞在型外国人の増加は自然の流れとなっています。

このような中、永住外国人には、住民としての権利義務が認められており、すべて等

しく納税義務を果たし、日本人と同じく良き「住民」として、地域社会に溶け込んでいただいています。

これまでに、永住外国人に地方参政権を付与することに関する議論についてはあるものの、実質的に具体的な審議に至らず、事実上、たなざらしになっています。このような背景には、いくつかの理由がありますが、その一つに、「選挙権は国民固有の権利と定めた憲法に違反する」との慎重・反対論があります。しかしながら、永住外国人への選挙権付与問題については、今後の地方自治のあり方、日本人と外国人の関係、さらには国家観や社会観など重要な課題が山積しており、多くの国民的議論が必要であることも事実であると考えます。

今回、提出された意見書では、「国会及び政府においては、永住外国人への地方参政権付与については、慎重に議論を重ね、地方の意思を十分尊重する」ように述べられていることについては同感いたしますが、「外国人への地方参政権付与について反対する」との意見については、今後、「地方の意思を尊重するように」と言われていることから、当議会といたしましても、意思決定をすべく、全員協議会等で学習、研さんを尽くし、当議会としての意思決定をし、その後に国に対して意見書を提出すべきではないかと、私はそのように考えますので、この時点での提出については、時期尚早ということで、今回の意見書については反対とさせていただきます。

議員の皆様方の慎重なご判断をいただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

昨年の政権交代により民主党政権になって、永住外国人に参政権を付与する法案が成立する可能性が高まっています。また、この間の菅総理大臣の施政方針演説も、国民の意見を聞きながらこの問題を推進していくと明言されており、この問題から避けて通れない状況がひしひしと迫ってきている状況であります。

私はこの問題について、税金を払っているのだから選挙権があってもいいのではないかと、国政でなく地方だからいいのではないかと、このようなご意見を耳にすることがあります。しかし、居住、経済活動、それに伴う行政サービスに応じてなされる納税と選挙

権とは全く異質なものです。

また、地方政治は、政府の各種政策の決定に大きな影響を及ぼしていることは、言うまでもありません。もし、国家と国家の利害が衝突したとき、どちらを第一優先に選択するかを真剣に考え選ぶという行為が、今後ないとは言えません。

これらのことから、外国人の地方参政権の付与については、憲法違反の疑いがあるのみならず、領土、安全保障、地方行政等の問題も多々あることから、かかる法案を安易に提出することなきよう慎重にすべきことを地方から求めなければいけないと考えるところではあります。

最後に、この意見書は、人種差別とは全く違う次元のものであることを申し添えまして本意見書に賛成する意見とさせていただきます。議員の皆様、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。よって発議第7号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審

査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成22年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本定例会は、去る6月1日の開会から本日まで、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを含め16議案を提出させていただき、また本日追加議案として提出いたしました同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについても、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、平成22年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い進めているところであります。町行政推進には難しい課題もありますが、精いっぱい努力をしてみたいと考えております。

梅雨もこれから最中を迎えることとなり、ますます暑さが増してくる季節となりますが、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって、平成22年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

(午前11時25分 閉会)

